

国鉄技第99号
国鉄安第97号
令和6年10月30日

京王重機整備株式会社
代表取締役社長 寺田 雄一郎 殿

国土交通省
大臣官房 技術審議官
(鉄道局担当)
岸谷 克己

鉄道車両の輪軸の不適切な取扱いに対する対応について

令和6年9月12日から全国の鉄軌道事業者に対し指示した「鉄道車両における輪軸の緊急点検」の過程において、貴社及び京王電鉄株式会社より貴社による作業記録の書き換えなどの不適切事案の報告があった。こうした作業記録の書き換えについては、輸送の安全確保の仕組みを根底から覆す行為であり、到底容認できるものではないことから、国土交通省において鉄道事業法に基づく保安監査を実施したところ、「1. 確認された事実関係」に示す事実が明らかとなった。貴社においては、鉄道輸送の安全確保に関する業務を行っていることから、速やかに改善措置を講じられたい。

1. 確認された事実関係

(ア) 規程類に関する実態

- ・委託者との契約に圧入力値に関して規定された数値を逸脱した場合の取扱い等についての規定があったにも関わらず、規程類にそれらが反映されておらず、輪軸の圧入作業が適切に実施できる体制となっていなかった。

(イ) 現場における圧入作業の実態

- ・規定等から逸脱した輪軸をそのまま使用する運用が、長く職場内で口頭で漫然と踏襲されていた。
- ・規定等の上限値を超え、かじり傷により輪軸を廃棄することによる委託者への納期遅れを避けるため、下限値を狙って圧入作業を行っていた。
- ・工程、手間を惜しむ観点から、規程に定められた再圧入等の作業を怠った。

(ウ) 係員の知識と教育の実態

- ・輪軸組立作業の知識に関する教育が体系的に行われていなかった。

(エ) 作業記録の書き換えの実態

- ・作業記録の書き換えが可能であり、実際に書き換えていた事業所があった。
- ・組み立てた輪軸は圧入時の波形が良ければ問題ないとの認識のもと、検査表に範囲が記載されているため範囲内に収めておきたいという動機により作業記録を書き換えていた。
- ・こうした認識や作業記録の書き換えを行う運用は、職場内で口頭で漫然と踏襲されていた。

(オ) 作業の管理の実態

- ・管理的立場にいる者が、輪軸の使用の可否に係る判断に必要な確認を行っていなかった。

2. 京王重機整備株式会社が講ずべき措置

「2. 確認された事実関係」を踏まえ、京王重機整備株式会社が講ずべき措置を以下に記載する。

(1) 規程類の整備

- ・委託者から指示された事項を適切に規程類に反映すること

(2) 教育体制の改善

- ・圧入作業に関する基準値の重要性を周知し、圧入作業に関する規程類に基づいた教育を実施すること
- ・コンプライアンス教育を計画的に実施すること

(3) 作業記録の書き換えの防止

- ・作業記録の書き換えが容易に行われない仕組みを確立すること
- ・作業記録の重要性を周知するとともに、圧入作業に関する作業記録の管理体制を改善すること
- ・圧入作業の品質管理に関するチェック体制を見直すこと

(4) 安全管理体制の点検と見直し

- ・同様の問題が他の作業や部門で無いか点検し、必要な見直しを行うこと

3. 報告期限

2. (1) ～ (4) について、措置を講じ、又は、措置を講ずるための計画を策定し、2. (1) ～ (3) については、令和7年1月31日までに、2. (4) については、令和7年3月31日までに報告すること。